

健康日本21八尾第3期計画及び八尾市食育推進第2期計画の次期計画策定支援業務 委託事業者募集要領

1 趣旨

本市では、「みんなの健康をみんなで守る 市民が主役の健康づくり」を基本理念とし、平成27年度に策定した「健康日本21八尾第3期計画及び八尾市食育推進第2期計画」の次期計画の策定を予定しています。

つきましては、平成30年度に発布した八尾市健康まちづくり宣言の意義を踏まえ、この計画を八尾市健康日本21八尾計画及び食育推進計画審議会で検討し、策定していくにあたり、計画策定支援業務を委託する事業者を、プロポーザル方式により募集します。

2 委託業務名

「健康日本21八尾第3期計画及び八尾市食育推進第2期計画の次期計画策定支援業務」

3 業務内容

「健康日本21八尾第3期計画及び八尾市食育推進第2期計画の次期計画策定支援業務仕様書」のとおり

4 履行期間

令和元年9月から令和3年3月31日まで

5 提案上限額

4,613,000円（消費税、地方消費税を含む。）

6 提案参加資格

下記の(1)~(6)の要件を提案参加資格とします。

- (1) 八尾市財務規則第98条の入札参加資格を備えていること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に抵触しないこと。
- (4) 市民税・府民税の特別徴収を実施していること、又は次年度からの特別徴収の開始を誓約していること。
- (5) 「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (6) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同上第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

7 提案の方法

(1) 事業提案参加申込書の提出について

本募集に参加する場合は、事業提案参加申込書（第1号様式）及び添付書類を下記の期日までに健康推進課健康政策室へ持参または郵送により提出してください。

【事業提案参加申込書提出締切り】 令和元年8月19日（月）午後5時（必着）

(2) 質問票の提出について

質問事項がある場合は、質問票（第2号様式）を下記の期日までに健康推進課健康政策室へ電子メールにて提出してください（電話による質問は受け付けません。）

質問に対する回答は令和元年8月15日（木）午後5時に健康推進課健康政策室ホームページにて質問内容と併せて公開します。

【質問票提出締切り】 令和元年8月13日（火）午後5時（必着）

(3) 参加資格審査の結果通知について

事業提案参加申込書（第1号様式）及び添付書類をもとに参加資格審査を行い、その結果を令和元年8月20日（火）午後5時までに、提出者に対して電子メールで通知します。

(4) 事業提案書及び提案概要書の提出について

事業提案にあたっては、事業提案書（第3号様式）及び提案概要書を下記の期日までに健康推進課健康政策室へ持参又は郵送により提出してください。

提案概要書は事業提案書の要旨をまとめたもので、情報公開の対象となり、公開を前提とした取扱いとなりますので、ノウハウや個人情報にかかる内容等、公開することにより不利益等が生じる恐れがある内容については記載しないようにしてください。

また、事業提案書についても公文書として、情報公開の対象となりますので、非公開とすべき箇所については、予めその旨を明記する等してください。

【事業提案書・提案概要書締切り】 令和元年8月26日（月）正午（必着）

- 【留意事項】**
- ① 事業提案書は指定の様式（第3号様式）を表紙に使用し、作成してください。提案内容の記載については、A4サイズ用の紙に同様式に記載の各項目が全て記載されていれば特に様式は問わないものとします。なお、事業提案書のページ数は表紙を除き15ページ以内とします。
 - ② 提案概要書については、様式は自由とします。なお、提案概要書のページ数は表紙を除き5ページ以内とします。
 - ③ 提案内容の記載の際には、審査の公平性を期すため法人名等が特定される記述は避けていただきますようお願いします。
 - ④ 指定様式のファイル（Word）については、市ホームページからダウンロードしてください。
 - ⑤ 経費見積書の様式は自由としますが、代表者印（使用印鑑届を提出している場合は使用印）を必ず押印してください。
 - ⑥ 事業提案書にかかる各様式等については以下の部数を提出してください。
 - ・事業提案書（第3号様式）：正本1部、副本9部
 - ・提案概要書：正本1部、副本9部
 - ・経費見積書：1部

(5) 提出書類一覧

書類名	様式番号	提出部数	提出期限	提出方法	備考
提案参加申込書	第1号	1部	令和元年 8月19日(月)17時	持参又は郵送	入札参加資格者名簿への登録の有無等により、添付書類が異なるので注意すること
質問票	第2号	任意提出	令和元年 8月13日(火)17時	電子メール	
事業提案書	第3号	正本1部 副本9部	令和元年 8月26日(月)正午	持参又は郵送	
事業提案概要書	任意様式	正本1部 副本9部			
経費見積書	任意様式	1部			

8 選定方法

選定については、「健康日本21八尾第3期計画及び八尾市食育推進第2期計画の次期計画策定支援業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、評価基準に基づき、書類審査及び面接審査を経て総合的に評価し、最も総合評価点の高い提案者を受託候補者（優先交渉権者）として選定することとし、全ての提案者に対して、以下の日程で面接（プレゼンテーション）による審査を行います。面接審査の時間及び場所等詳細については、別途、電子メールにて連絡します。

但し、提案者が3者を超える場合は、書類審査における上位3位までの者に対して、面接による審査を行うこととし、書類審査による結果が確定次第、すみやかに該当者に対し電子メールにて連絡します。

また、提案者が1者であっても審査を実施し、総合評価点が6割を超えた場合、その者を受託候補者（優先交渉権者）として選定します。

なお、事業者選定までに、この募集要領における、提案参加資格の要件を満たさなくなった場合、又は失格事項に該当することとなった場合は、選定の対象外となります。

【面接審査の日程】 令和元年9月4日（水）午前

※時間・場所等の詳細につきましては、別途通知いたします。

※プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案書の内容に基づくものとします。

※プレゼンテーションにおいて、追加資料の提出は認めません。

9 評価基準

次の事項について評価します。

① 業務に対する考え方の妥当性（10点）

- ・業務の着眼点、実施方針が適切で、取り組み意欲が強く感じられるか。

② 提案内容の有効性（50点）

- ・健康日本21八尾第3期計画及び八尾市食育推進第2期計画の次期計画を円滑に策定していくため、公衆衛生施策の内容を熟知し、留意すべき点を認識しているか。
- ・健康づくりの各種数値目標の達成の方策に係る検討や進行管理を円滑に進めるための具体的な取り組みについて優れた提案となっているか。

- ・近年の社会の動向や国・大阪府、並びに本市における健康づくりや食育推進の取り組み等を踏まえ、計画に盛り込む内容を考えられているか。
 - ・市民アンケート結果等の分析手法、まとめ方の方向性等について優れた提案となっているか。
 - ・2つの計画の策定にあたり、計画の構成、体系等、相互関連し推進し合う、優れた提案となっているか。
- ③ 提案内容の合理性（20点）
- ・計画策定支援を行うにあたり、受託する場合の実施体制について、人員配置、指揮体制等が業務の目的を果たすため効果的な体制となっているか。
 - ・本市が示す主なスケジュールの内容を踏まえ、計画検討にあたり具体的且つ円滑なスケジュールとなっているか。
- ④ 業務遂行能力（10点）
- ・担当職員に市町村健康増進計画や食育推進計画その他健康づくりに係る計画策定支援業務の実績があるか。また、担当職員が計画策定支援業務遂行に必要な能力を有しているか。
- ⑤ 経費の妥当性（10点）
- ・提案内容を実施するにあたり、適切かつ安価であるか。

選定委員1名の持ち点を100点とし、各委員の評価点の合計点により審査します。なお、適正な業務遂行を担保するため、最低基準点を選定委員の持ち点合計の60%と定め、これを満たさない提案については失格とします。また、それぞれの評価基準における各委員の合計得点が無得点（0点）になった場合は、他の評価基準における得点の状況にかかわらず失格とします。

10 審査結果について

面接審査を受けたすべての提案者に対して、選定会議での選定後速やかに郵送にて通知します。なお、受託候補者として選定した事業者から辞退届が提出された場合は、次点の事業者を選定するものとします。

11 その他

(1) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出方法、提出先及び提出期限が適合しない場合
- ② 経費見積額が提案上限額を超えている場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(2) 契約締結について

- ① 本業務に関する契約形態は、業務委託契約とします。
- ② 契約保証金については、八尾市財務規則第122条に該当する場合は免除するものとします。
- ③ 業務の履行に当たっては、第三者に再委託してはならないものとします。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではありません。また、情報の管理については、契約と同等の水準を確保することとします。
- ④ 選定後、契約締結までに、「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けた場合は失格とします。
- ⑤ 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同上第3号に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合は失格とします。

(3) その他留意事項

- ① 業務提案書等作成のために生じた諸費用は、全て提案者の負担とします。
- ② 提出物は返却しないものとし、また、当業務に係る審査以外には使用しないこととします。
- ③ 提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、八尾市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- ④ 指定様式のファイル（Word）については、市ホームページからダウンロードしてください。
- ⑤ その他必要な事項は、選定委員会の審議を経て決定するものとします。
- ⑥ 提案参加申込書を提出後に辞退する場合は辞退届（書式自由）を提出してください。

12 問い合わせ先・提出先

八尾市健康まちづくり部健康推進課健康政策室

〒581-0833 八尾市旭ヶ丘五丁目85-16（八尾市保健センター）

電話：072-993-8602

ファクス：072-996-1598

メール：kenkouseisaku@city.yao.osaka.jp